

吸収合併に係る事後備置書類

令和5年7月4日

株式会社 SKIYAKI

令和5年7月4日

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

株式会社 SKIYAKI

代表取締役 小久保 知洋

吸収合併に係る事後備置書類

当社は、令和5年3月27日付で株式会社エンターメディアFCとの間で締結した吸収合併契約に基づき、令和5年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社エンターメディアFCを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。本吸収合併に関して、会社法第八〇一条第一項及び会社法施行規則第二〇〇条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和5年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第七八四条の二の規定による請求に係る手続の経過、第七八五条及び第七八七条の規定並びに第七八九条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（第七八四条の二）

吸収合併消滅会社の全株式を吸収合併存続会社が所有しており、該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（第七八五条）

吸収合併消滅会社の全株式を吸収合併存続会社が所有しており、該当事項はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（第七八七条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありませんでした。

(4) 債権者の異議（第七八九条）

吸収合併消滅会社は、会社法第七八九条第二項の規定に基づき、令和5年5月24日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で債権者への電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第七九六条の二の規定による請求に係る手続の経過、第七九七条及び第七九九条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（第七九六条の二）、反対株主の株式買取請求（第七九七条）

吸収合併存続会社は、第七九七条第三項および第四項の規定に基づき、令和5年5月24日付官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で債権者への電子公告を行いました。期限までに、一定数の株主から吸収合併に反対する旨の通知はありませんでした。

(2) 債権者の異議（第七九九条）

吸収合併存続会社は、会社法第七九九条第二項および第三項の規定に基づき、令和5年5月24日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第七八二条第一項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法九二一条の変更の登記をした日

令和5年7月19日登記（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類

令和五年4月11日

株式会社 SKIYAKI
株式会社エンターメディア FC

令和五年4月11日

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

株式会社 SKIYAKI

代表取締役 小久保 知洋

東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

株式会社エンターメディア FC

代表取締役 那須 淳

吸収合併に係る事前開示書類

(吸収合併存続会社／会社法第七九四条第一項及び会社法施行規則第一九一条に基づく事前開示事項)

(吸収合併消滅会社／会社法第七八二条第一項及び会社法施行規則第一八二条に基づく事前開示事項)

株式会社 SKIYAKI（以下「吸収合併存続会社」という。）及び株式会社エンターメディア FC（以下「吸収合併消滅会社」という。）は、令和五年3月27日付で締結した吸収合併契約に基づき、令和五年7月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うこととしました。よって、本吸収合併に関する事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を東京都財務局に提出しています。

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の揭示書類に関する電子開示システム（EDINET）により御覧いただけます。

- （２）最終事業年度後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

５．吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

- （１）最終事業年度に係る計算書類等
別紙２のとおりです。
- （２）最終事業年度後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

７．事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始日以降、上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上

合併契約書

株式会社 SKIYAKI (以下「甲」という)と株式会社エンターメディア FC(以下「乙」という)とは、甲と乙との合併に関し、次の通り契約を締結する。

第1条(合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する(以下「本合併」という)。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下の通りである。

1 甲について

- (1)商号 株式会社 SKIYAKI
- (2)住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

2 乙について

- (1)商号 株式会社エンターメディア FC
- (2)住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

第3条(合併に際して発行する金銭等及びその割当に関する事項)

甲は乙の発行済株式の全部を保有していることから、甲は、本合併に際し、乙の株主に対してその有する乙株式に代わる金銭等を支給しない。

第4条(資本金及び資本準備金の額)

本合併に際して甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条(合併承認総会)

- 1 甲は、2023年4月26日に本契約及び本合併に必要な事項につき株主総会の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、会社法第784条1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第6条(効力発生日)

本合併が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)は、2023年7月1日とする。
但し、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、会社法第790条に従い、甲乙が協議の上、これを変更することができるものとする。

第7条(会社財産の引継)

甲は、効力発生日に、乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

第8条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行する。

第9条(従業員の引継)

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を引き続き採用するものとし、その取扱いの細目については、甲乙別途協議する。

第10条(解散費用)

効力発生日以降において、乙の解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

第11条(合併条件の変更及び解除)

本契約の締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又はこの契約を解除することができる。

第12条(合併契約の効力)

本契約は、第5条に定める甲の株主総会の承認並びに法令に定める関係省庁の承諾が得られなかったときは、その効力を失う。

第13条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

2023年3月27日

甲 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社 SKIYAKI
代表取締役 小久保 知洋



乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
株式会社エンターメディアFC
代表取締役 那須 淳



中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日



第 1 期 計 算 書 類

自 令和 3 年 12 月 1 日
至 令和 4 年 11 月 30 日

東京都渋谷区道玄坂一丁目 14 番 6 号
株式会社エンターメディア FC
代 表 取 締 役 那 須 淳

貸借対照表

(令和 4 年 11 月 30 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	87,850,364	流 動 負 債	60,233,117
現金及び預金	39,152,544	買 掛 金	27,673,404
売 掛 金	47,414,501	未 払 金	2,258,643
前 払 費 用	252,238	未 払 費 用	949,111
そ の 他	1,031,081	前 受 収 益	625,570
固 定 資 産	118,533,080	預 り 金	20,159,989
無 形 固 定 資 産	114,679,791	そ の 他	8,566,400
契約関連無形資産	114,679,791	負 債 合 計	60,233,117
投資その他の資産	3,853,289	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	7,706,579	株 主 資 本	12,357,238
貸 倒 引 当 金	△3,853,290	資 本 金	10,000
		利 益 剰 余 金	12,347,238
		その他利益剰余金	12,347,238
		繰越利益剰余金	12,347,238
		評価・換算差額等	133,793,089
		評 価 差 額	133,793,089
		純 資 産 合 計	146,150,327
資 産 合 計	206,383,444	負 債 ・ 純 資 産 合 計	206,383,444

損 益 計 算 書

自 令和 3 年 12 月 1 日
至 令和 4 年 11 月 30 日

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		117,915,162
売 上 原 価		18,776,487
売 上 総 利 益		99,138,675
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		81,165,455
営 業 利 益		17,973,220
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	143	
そ の 他	204	347
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39,986	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,853,290	3,893,276
経 常 利 益		14,080,291
税 引 前 当 期 純 利 益		14,080,291
法人税、住民税及び事業税	1,733,053	1,733,053
当 期 純 利 益		12,347,238

株主資本等変動計算書

自 令和 3 年 12 月 1 日
至 令和 4 年 11 月 30 日

(単位：円)

	株主資本				評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	資 本 金	利益剰余金		株 主 資 本 合 計	評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		そ の 他	利 益 剰 余 金 合 計				
		利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高							
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	10,000			10,000			10,000
当 期 純 利 益		12,347,238	12,347,238	12,347,238			12,347,238
当 期 変 動 額 合 計	10,000	12,347,238	12,347,238	12,357,238			12,357,238
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					133,793,089	133,793,089	133,793,089
当 期 末 残 高	10,000	12,347,238	12,347,238	12,357,238	133,793,089	133,793,089	146,150,327